

# 日本の米飯給食と地産地消

## ——鳥取県を事例として——

鳥取大学 竹本勝俊、佐藤俊夫、伊東正一

### はじめに

日本の米飯給食は昭和50年代初頭にスタートし、現在では全国平均で週2.9回を実現している。地域によっては週2回の学校がある一方で、週5回を実施している地域もある。全国平均では現在の週2.9回の回数は近年は増加してはいない。また、米飯導入の当初にみられた国からの補助金はなく、ある意味では米飯給食はそれなりに独り立ちして定着した様相がある。しかし、鳥取県のように県レベルや市町村、生産者組合のレベルで補助金を出して米飯給食の拡大を図っている自治体もある。本稿では、鳥取県を事例に、米飯給食と地産地消の観点から、学校給食への取り組みを調べてみた。

### I. 鳥取県の米飯給食実施状況

鳥取県では米飯給食に対するこれまでの補助金を整理して、2004年度から新たな制度でスタートした。それは、県、市町村、及びJAがそれぞれ年間500万円ずつ、合計1,500万円、を拠出し、米飯給食の回数を増やした分に対し3年間にわたり助成するというものである。一食当たりパン食との差額の3分の1(1食当たり約8円から9円)を補助するというもので、初年度はこの予算の6割が消化された。2005年度は鳥取市、日野町、三朝、合計で500万円、3.3割の消化となった。2006年度は前年度と同額が予定されている。このような努力が実り、鳥取県内の米飯給食の回数は2004年度の3.1回から2005年度には3.4回に増えた。

ところで、鳥取県の米飯給食について、2002年と2005年の3年間で鳥取県の米飯給食実施回数がどのように変化したかを比較してみた(表1)。これをみれば明らかなように、2002年と比較して、2005年では週2回米飯給食を行っていた小学校が6校、中学校で2校減少し、週3回的小学校も46校、中学校で13校減少しており、それとは逆に週3.5回的小学校が4校、中学校が1校、週4回的小学校が42校、中学校が13校、週5回的小学校が2校、中学校が2校それぞれ増加している。2002年度週2回米飯給食を行っていた小・中学校の存在する河原町、八東町、智頭町では、週2回の米飯給食に加えて週1回白米弁当を持参していたが、2005年度では、河原町、八東町が市町村合併で鳥取市となり、白米弁当から学校での米飯給食に変わりつつある。智頭町は現在も白米弁当持参を継続している。

白米弁当持参を含めた米飯給食週平均実施回数は、2002年度小・中学校共に3.1回、2005年度は小学校で3.3回、中学校で3.4回と増加している。文部科学省の調査によると、2004年度の

表 1 鳥取県の米飯給食年次別実施状況（単位：校数）

	小学校		増減	中学校		増減
	2002	2005		2002	2005	
週 2 回	12	6	-6	3	1	-2
週 3 回	141	95	-46	41	28	-13
週 3.5 回	0	4	4	0	1	1
週 4 回	6	48	42	3	16	13
週 5 回	9	11	2	1	3	2

出所)鳥取県教育委員会体育保健課の資料を基に作成

全国の米飯給食週平均実施回数が 2.9 回であるので、鳥取県は全国でも米飯給食の導入が進んだ県であるといえる。また、2002 年度完全米飯給食を実施しているのは、日南町の小・中学校のみであったが、2005 年度では、日野町の小・中学校と江府町の中学校で新たに完全米飯給食が開始され、除々にではあるが完全米飯給食は進展しているといえる。

このように米飯給食の導入が進んでいる要因としては、第 1 節で説明したように、鳥取県では米飯給食の導入を推進するために、パン給食から米飯給食へ切り替える際の差額を助成していることが挙げられる。

## II. 鳥取県における学校給食実施状況

表 2 は、2005 年度 5 月 1 日現在における鳥取県内の小・中学校の学校給食実施状況を表したものである。現在、鳥取県内では、小学校 166 校、中学校 61 校、小・中学校合わせて 227 校で学校給食が実施されており、児童・生徒数でみると、小学校児童数 32,347 人、中学校生徒数 18,821 人、児童・生徒数合わせて 51,168 人の児童・生徒に対して学校給食が実施されている。

表 2 2005 年度鳥取県学校給食実施状況

学校種別		総数	完全給食		補食給食		ミルク給食	
			実施数	割合	実施数	割合	実施数	割合
小学校	学校数	166	164	98.8%	2	1.2%	—	—%
	児童数	32,347	31,675	97.9%	672	2.1%	—	—%
中学校	学校数	61	48	78.7%	1	1.6%	12	19.7%
	生徒数	18,821	13,644	72.5%	335	1.8%	4,842	25.7%
合計	学校数	227	212	93.4%	3	1.3%	12	5.3%
	児童・生徒数	51,168	45,319	88.6%	1,007	2.0%	4,842	9.5%

出所)鳥取県教育委員会体育保健課の資料を基に作成

学校給食は、「完全給食」「補食給食」「ミルク給食」の3種類に分類される。「完全給食」は、給食内容が、主食がパン又は米飯、副食がミルクおよびおかずである給食のことをいい<sup>注1</sup>、鳥取県内の212校の小・中学校、45,319人の児童・生徒に対して実施されている。「補食給食」は、給食内容が副食であるミルクおよびおかずのみである給食のことをいい<sup>注1</sup>、八頭町内にある3校の小・中学校、1,007人の児童・生徒に対して実施されている。「ミルク給食」は、給食内容がミルクのみである給食のことをいい<sup>注1</sup>、米子市、境港市にある12校の中学校、4,842人の生徒に対して実施されている。

### III. 鳥取県の学校給食用食材の生産地別使用状況

鳥取県は、2001年度に、学校給食で使用する食材の地産地消を推進するため、学校給食関係者や生産者、保護者で組織する「学校給食用食材地産地消推進検討委員会」を設置し、地産地消の課題や、具体的な推進方策などについて検討協議をした。その協議の中で、まずは学校給食においてどのような食材がどの位使用されているのかを調査することが決定し、それ以降毎年、各市町村の学校給食用食材の生産地別の使用状況の調査が行われている。調査の対象としては、学校給食によく使用されているもので県内で広く生産されているもの、特産物、調査を開始したことを機会に考えていきたいもの等、上記検討委員会で44品目が選定された(表3参照)。米と牛乳については、100%県内産を使用しているため、調査食材から外された。<sup>注2</sup>この調査結果を基にして、鳥取県の学校給食における地産地消の進展状況を明らかにする。

表3 選定食材44品目の内訳

野菜類	大根、にんじん、白菜、キャベツ、ほうれん草、ネギ、白ネギ、きゅうり、トマト、じゃがいも、さといも、さつまいも、たまねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、ながいも、たけのこ
果物	りんご、なし、柿、ぶどう、みかん、メロン、いちご
魚介類	トビウオ、カレイ、イカ、アジ、白ハタ
豆類	大豆、豆腐、油揚げ、みそ、おから
食肉類	牛肉(含むミンチ)、豚肉(含むミンチ)、鶏肉(含むミンチ)
キノコ類	えのき、しいたけ(生)、干しいたけ、なめこ
その他	鶏卵、煮干し、しょうゆ

出所) 鳥取県教育委員会体育保健課の資料を基に作成

表4は、2004年度<sup>注3</sup>の鳥取県内39市町村における学校給食用食材の生産地別使用状況を示したものである。各市町村における生産地別(地元産、地元産を除いた県内産、地元産+県内産、県内産を除いた国内産、外国産)の使用量を、総使用量でそれぞれ割ることにより、各生産地別の使用率を算出している。地元産使用率は、各市町村で生産された食材を使用していることを、県内産使用率は鳥取県内で生産された食材のうち各市町村以外の市町村で生産された食材を使用していることを、国内産使用率は、国内で生産された食材のうち、鳥取県以外の都道府県で生産された食材を使用していることをそれぞれ表している。また、地元産+県内産の使用率は、この表の地元産使用率と県内産使用率をそのまま足して出した値ではなく、市町村ごとに地元産使用量と県内産使用量を合計し、それを各市町村の総使用量で割って出した値を使用率に応じて分配したものである。

表4 2004年度学校給食用食材の生産地別使用状況

地元産		県内産 (地元産以外)		地元産+県内産		国内産 (県内産以外)		外国産	
使用比率 (%)	市町村数 (割合)	使用比率 (%)	市町村数 (割合)	使用比率 (%)	市町村数 (割合)	使用比率 (%)	市町村数 (割合)	使用比率 (%)	市町村数 (割合)
0~10	9 (23%)	0~10	0 (0%)	0~30	0 (0%)	0~20	0 (0%)	0~5	19 (48%)
10~20	8 (20%)	10~20	4 (10%)	30~40	4 (10%)	20~30	6 (15%)	5~10	18 (46%)
20~30	10 (26%)	20~30	10 (26%)	40~50	6 (15%)	30~40	17 (44%)	10~15	1 (3%)
30~40	8 (20%)	30~40	13 (33%)	50~60	8 (21%)	40~50	11 (28%)	15~20	1 (3%)
40~50	3 (8%)	40~50	8 (21%)	60~70	18 (46%)	50~60	3 (8%)		
50~60	1 (3%)	50~60	4 (10%)	70~80	3 (8%)	60~70	2 (5%)		
計	39 (100%)		39 (100%)		39 (100%)		39 (100%)		39 (100%)

出所)鳥取県教育委員会体育保険課の資料を基に作成

まず始めに、地元産の使用率からみていく。地元産の食材使用率で最も多かったのは、20%以上30%未満で10市町村(全体の26%)であった。次に多かったのは、0%以上10%未満で9市町村(全体の23%)であった。10%以上20%未満、30%以上40%未満の市町村を合わせると、39市町村中35市町村、約9割の市町村が地元産使用率40%未満であった。地元産食材の使用率が50%を超えているのは鳥取市河原町(使用比率53%)の1市町村のみであった。地元産使用率が一番低かったのは泊村で使用率は6%であった。

次に、県内産使用率についてみていく。県内産使用率で最も多かったのは30%以上40%未満で13市町村(全体の33%)であった。次に多かったのは20%以上30%未満で10市町村(全体の26%)であった。10%以上20%未満、40%以上50%未満の市町村を合わせると、鳥取県内39市町村のうち35市町村、約9割の市町村が県内産使用率が50%未満であった。

上記の地元産使用率と、県内産使用率を足したものが、地元産+県内産の使用率であるが、最も多かったのは60%以上70%未満で18市町村(全体の46%)であった。次に多かったのは50%以上60%未満で8市町村(全体の21%)であった。70%以上80%未満の市町村を合わせると、鳥取県内39市町村のうち29市町村、約8割の市町村が地元産+県内産使用率50%以上であった。

国内産の食材使用率で最も多かったのは30%以上40%未満で17市町村(全体の44%)であった。次に多かったのは40%以上50%未満で11市町村(全体の28%)であった。20%以上30%未満と合わせると、国内産使用率が50%未満の市町村は、34市町村であり、全体の約9割に上った。

外国産の食材使用率で最も多かったのは0%以上5%未満で、19市町村(全体の48%)であった。次に多かったのは5%以上10%未満で18市町村(全体の46%)であった。鳥取県内39市町村のうち37市町村、全体の9割以上が外国産使用比率10%未満であった。なお、外国産使用率10%以上の市町村は2市町村で、福部村で10%、日南町で16%であった。

以上、2004年度の学校給食用食材の生産地別使用状況についてみてきた。約9割の市町村が地元産使用率40%未満で、使用率が50%を超えているのは河原町のみと、市町村単位での地産地消の実施度合いは低いものの、地元産+県内産の使用率でみると、使用率50%以上の市町村が約7割、使用率60%以上でみても5割以上の市町村が該当し、県単位での地産地消の実施度合いは高いといえる。

さらに2004年度の値を調査開始年度の値と比較してみると、鳥取県内の学校給食における地産地消の進展状況がより明確になる。表5は鳥取県内39市町村の学校給食用食材の生産地別使用状況を2001年度と2004年度で比較したものである。市町村数の増減を各使用率の右側に示している。

まず地元産使用率についてみてみると、使用率が0%以上10%未満の市町村が11市町村、10%以上20%未満の市町村が3市町村それぞれ減少し、使用率20%以上30%未満が6市町村、30%以上40%未満が6市町村、40%以上50%未満が1市町村、50%以上60%未満が1市町村それぞれ増加している。

次に、県内産使用率をみてみると、使用率10%以上20%未満であった市町村が5市町村減少し、逆に使用率30%以上40%未満の市町村が3市町村、50%以上60%未満の市町村が2市町村それぞれ増加している。地元産使用率、県内産使用率共に、使用率の低い市町村が減少し、使用率の高い市町村が増加しているが、このような変化は地元産+県内産の使用率をみても明らかで、使

表 5 学校給食用食材使用率の産地別・年次別使用比率

生産比率 (%)	地元産		増減	県内産 (地元産以外)		増減	地元産 + 県内産		増減	国内産 (県内産以外)		増減	外国産		増減
	2001	2004		2001	2004		2001	2004		2001	2004		2001	2004	
0～10	20	9	-11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	37	16
10～20	11	8	-3	9	4	-5	0	0	0	1	0	-1	18	2	-16
20～30	4	10	6	10	10	0	6	0	-6	1	6	5	0	0	0
30～40	2	8	6	10	13	3	8	4	-4	7	17	10	0	0	0
40～50	2	3	1	8	8	0	12	6	-6	12	11	-1	0	0	0
50～60	0	1	1	2	4	2	11	8	-3	12	3	-9	0	0	0
60～70	0	0	0	0	0	0	0	18	18	6	2	-4	0	0	0
70～90	0	0	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0
計	39	39	0	39	39	0	39	39	0	39	39	0	39	39	0

出所)鳥取県教育委員会体育保健課の資料を基に作成

用率 20%以上 30%未満の市町村が 6 市町村、30%以上 40%未満の市町村が 4 市町村、40%以上 50%未満の市町村が 6 市町村、50%以上 60%未満の市町村が 3 市町村それぞれ減少し、60%以上 70%未満の市町村が 18 市町村、70%以上 90%未満の市町村が 1 市町村それぞれ増加している。

国内産の使用率および外国産の使用率では全く逆のことがいえる。国内産の使用率についてみると、40%以上 50%未満の市町村が 1 市町村、50%以上 60%未満の市町村が 9 市町村、60%以上 70%未満の市町村が 4 市町村それぞれ減少し、20%以上 30%未満の市町村が 5 市町村、30%以上 40%未満の市町村が 10 市町村それぞれ増加している。外国産の使用率では、10%以上 20%未満の市町村が 16 市町村減少し、逆に 0%以上 10%未満が 16 市町村増加している。

また、鳥取県内 39 市町村の学校給食用食材の産地別平均使用率を表 6 に表した。鳥取県知事の公約として、地元産+県内産使用率 50%以上を挙げていたが、これをみると 2001 年度 37%であった平均使用率が 2004 年度では 49%まで上昇しており、目標をほぼ達成したといえる。

以上のことから、2001 年度から 2004 年度までの 3 年間で、鳥取県の学校給食における地産地消は明らかに進展しているといえるが、この要因としては、学校給食用食材の生産地別使用状況調査が開始されたことが一番の要因といえる。2001 年以降毎年、市町村別、食材別にまとめた調査結果が公表されるようになり、各市町村の学校給食用食材の使用実態が明らかになることによって、各市町村の地産地消の推進に拍車がかかっていると考えられる。鳥取県教育委員会体育保健課によると、この調査結果を見て初めて学校給食に目が向いた市町村長もいたという。

表 6 鳥取県内 39 市町村の学校給食用食材の平均使用率

	地元産	県内産	地元産＋県内産	国内産	外国産
2001	11%	26%	37%	54%	9%
2002	16%	25%	41%	51%	8%
2003	20%	27%	47%	47%	6%
2004	21%	28%	49%	45%	6%

出所)鳥取県教育委員会体育保健課の資料を基に作成

また、もう 1 つの要因としては、第 1 節で述べたように、鳥取県の地産地消運動である「鳥取ルネッサンス運動」の 1 つの柱として「食育推進」を挙げ、県全体での取り組みとして学校給食への地産地消を進めていることが考えられる。

#### おわりに

日本の米飯給食はいま週 2.9 回で安定した状態で推移している。こうした中、地域によっては今も回数が増えているところもある。学校の米飯給食では、決して米飯給食の回数が増えることが目的であってはならず、児童・生徒達にとってどのような食事が健康、教育、食文化などの観点から理想的なのかについて、しっかりと大人が自覚していなければならない。また、地産地消にみられるように、子ども達が地域で収穫されたものを食するということは自らの地域への理解を深めるためにも大事であり、人と人とのつながりの点においてその重要性は誰も否定することはできない。ただ、これが行き過ぎて、無理な形の地産地消が生じると逆効果になる。地域で収穫されたものであればあるほど、それは生産者が誇りをもって生産されたものでなければならない。そして、それを喜びを持って食するものでなければならない。

鳥取県の事例は全国的にもまれにみる細かなデータによって地産地消がしっかりと定着しつつあることを物語っている。これは、生産者や行政を含めた学校給食の関連のすべての機関が力を合わせて実ったものである。現代は外国産が大量に出回る時代。そんな中で、地元産は地域外のものとの競争しなければならない。油断は大敵である。品質、価格、消費者との人間関係において、努力を怠ればいかに地元であっても消費者は逃げる。ただ、地元産は最後の「人間関係」において最も有利な立地条件を持っている。これに品質が伴えば価格のデメリットを克服することも可能である。

学校給食と地産地消の活動はそうした生産者サイドの努力と誇りが基盤にあって初めて実現するものであろう。これが学校給食を通して子ども達に理解されることは地域の喜びであり、地域が育つ要であらう。折しも、食育基本法が 2005 年 6 月に制定された。食に関して改めて見つけ

直し、心身共に健康な食のしかたを率先して考える転機としたい。

-----  
注1 「完全給食」「補食給食」「ミルク給食」それぞれの給食内容については、「学校給食法施行規則」に従っている。(学校給食法施行規則については、  
<http://www.cebc.jp/data/education/law/jp/kyusyoku-soku.htm> 参照)

注2 村山洋子ほか 「学校の食事 9月号」 学校食事研究会 2004 p,21.22 を参考

注3 鳥取県は、2004年9月1日に東伯郡東伯町と赤崎町が県内で一番早く市町村合併したのを皮切りに、次々と市町村合併が行われている。2005年度以降の生産地別実施状況は合併後の市町村数で示されており、2001年度との比較ができないため、2004年度の数値を最新の数値とする。